

第 1 条 (名称)

一般社団法人日本国際看護学会は、定款第 42 条ならびに定款施行細則第 4 条にもとづき、理事会のもとに教育活動・研修委員会（以下、委員会という）を置く。

第 2 条 (目的)

委員会は、世界の健康ニーズに対し貢献ができる国際看護の専門家を育成し、国際看護の専門性の追求をするための生涯教育を支援することを目的とする。

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 健康問題を世界的な影響から理解するための知識・技術を修得するための活動
- (2) 国際看護の知識と技術を基盤とし、対象者及び学生に対する支援・指導力を高めるための活動
- (3) 国際社会における課題・問題を理解するための活動
- (4) その他、理事会または委員会が必要と認めた活動

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長 1 名を含む計 6 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長を務めるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て代議員会に報告しなければならない。

第 8 条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は、2023年4月3日から施行する。